

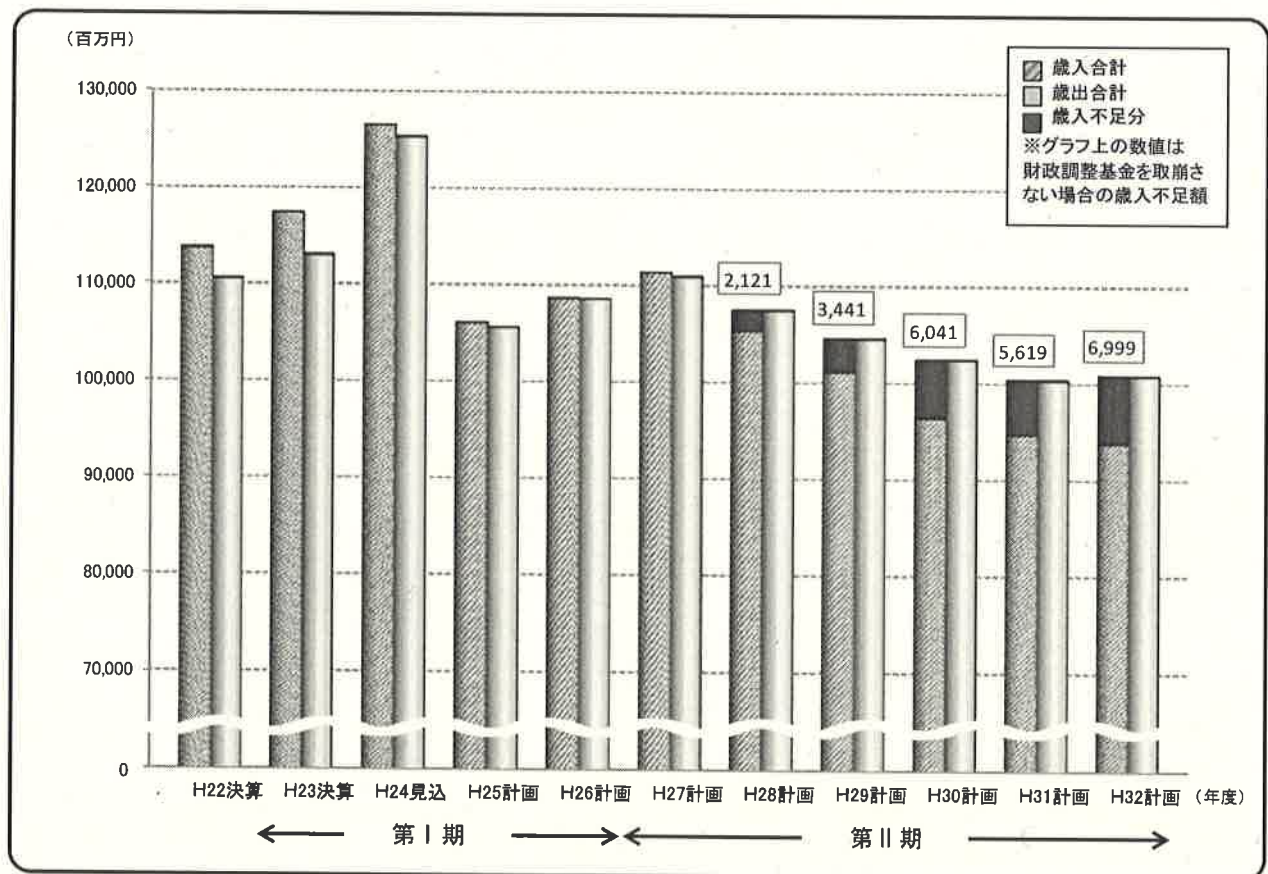
上越市の財政見通しと新たな財政計画の策定について

■現在の財政計画における財政見通し

下記のグラフは、現在の財政計画（平成 24 年 10 月改訂）における平成 32 年度までの一般会計の収支を表しています。

2 年後の平成 28 年度から赤字となりますが、平成 29 年度までは、これまでの蓄えである貯金（財政調整基金）を取り崩すことによって赤字を避けることができます。

しかし、**平成 30 年度以降**は、災害や除雪対応のために必要な一定額（25 億円）を残して貯金も底をつき、毎年 56 億円から 70 億円程度の**赤字**となります。



収支が赤字となる最大の理由は、歳入の**普通交付税***が大幅に減額となるためです。

※普通交付税は、税収が少ない自治体であっても一定水準の行政サービスを行えるよう、国が国税の一部を自治体に配分するもので、当市の使い道が自由な一般財源としては、市税（約 277 億円）に次いで 2 番目に多い約 257 億円（歳入総額の約 20%）が交付されています。

普通交付税は、一定水準の行政サービスを提供するために必要な経費から
 税収等を差し引いた額が交付されますが、**市町村合併の特例措置**として交付
 額の**割増制度***があります。

※この割増制度は、普通交付税を市町村合併後の新市の状態で計算する「一本算定」と、旧市町村ご
 とに計算し合算する「合併算定替」を比較して、多い方の額を交付する仕組みとなっています。

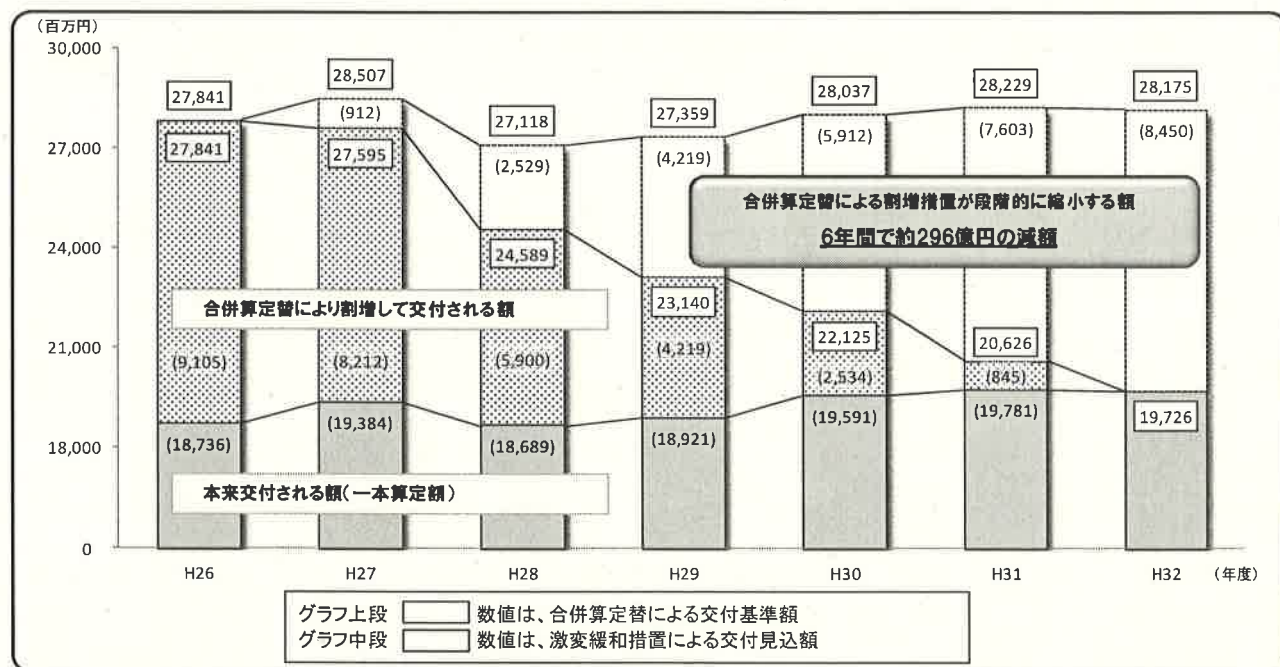
本市では、一本算定は合併算定替に比べて職員数などでスケールメリットが働き、交付額が少なくなる
 ため、合併算定替の額が交付されています。

(合併算定替と一本算定との差額が割増額です。)

割増は、合併後 10 年間（平成 26 年度まで）は割増額の全額が交付され、
 その後、**平成 27 年度**から 5 年間をかけて段階的に**割増額が減少**し、**平成 32
 年度**には、**割増がゼロ**になります。

また、下記のグラフのとおり、割増のなくなる平成 32 年度では、普通交付
 税の 1/3 に相当する約 85 億円が減額となります。

(平成 27 年度以降のグラフ上部の白地部分が割増額です。)



この平成 32 年度での 85 億円の減少は、国の補助金などを除いた一般財源
 (使い道が自由な財源)が減ることを意味し、この減少額は、平成 26 年度の
 実質的な予算額の 8.7%に当たり、平成 32 年度のこうした状況は、**平成 33 年
 度以降も続く**こととなります。

また、国とは異なり、制度上、赤字補てんのための借金はできないことから、
借金による赤字の先延ばしすらできない状況となります。

このため、財政の健全化と持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、行財
 政改革、特に**歳出の抜本的な見直し**を行うことが不可欠です。

■国における普通交付税制度の見直し

一方で、平成の大合併により市町村の姿（人口、面積等）が大きく変化したことから、現在、**国において普通交付税制度の見直し**が進められています。

具体的には、平成 26～30 年度にかけて、これまで交付されていなかった総合事務所の運営経費や面積の拡大による各種経費の増加分等が加算される予定です。

このことにより、現在の財政計画における平成 32 年度の**減額幅（約 85 億円）が一定程度縮小**することが見込まれます（合併により一定のスケールメリットが働いているため、減額幅が全て解消されることはありません）。

■新たな財政計画の策定

現在の財政計画（平成 24 年 10 月改訂）では、平成 29 年度までの収支の均衡は図られていますが、平成 30 年度以降は、**歳出超過（赤字）**となることから、今年度に策定する新たな財政計画では、**計画期間中の各年度において収支が均衡すること**を目標とします。

○計画の概要

策定目的

基礎的な行政サービスの安定的な供給とともに「すこやかなまちづくり」のための将来に向けた価値ある投資の実現に向け、計画的な財政運営を行うことにより、財政の健全性を保ち、持続可能な行財政運営の基盤を確立すること

計画期間（予定）

平成 27 年度～平成 34 年度（8 年間） 次期総合計画の計画期間と同一

収支の均衡を図るための取組内容

歳入の確保策…普通交付税制度の見直しの反映、国県支出金・市債等の特定財源の確保、基金の活用、受益者負担の適正化、収納率の向上、不要財産の処分などによって生じる増加額を反映する

歳出の削減策…次期総合計画における新たなまちづくりに必要な需要額を加える一方で、第 5 次行政改革の効果や事務事業の総ざらい等の歳出の抜本的な見直しによる廃止・改善事業の削減額を反映する

策定スケジュール（予定）

第 5 次行政改革大綱と併せて、本年 10 月に策定・公表